

政令第 号

航空法関係手数料令及び運輸安全委員会設置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三百三十五条及び運輸安全委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（航空法関係手数料令の一部改正）

第一条 航空法関係手数料令（平成九年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「第三号までの証明」を「第八号までの証明、承認」に、「当該各号」を「同表」に改める。

別表第一第三号を次のように改める。

三 法第十 三条第一 項の承認 を申請す	イ 国土 交通省 令で定 める大	(1) 承認 に係る 変更に ついて	飛行機	最大離陸重 量五千七百 キログラム 以下のもの	単発機	十万二千六百円（電子情報処理 組織により承認を申請する場合 （以下「電子承認申請の場合」 という。）にあつては、十万二
----------------------------------	------------------------------	--------------------------------	-----	----------------------------------	-----	--

空機	(3) 他の航	その					承認に	係る設	計及び	設計後	の検査	をした	航空機
			飛行船	滑空機	動力滑空機	その他の滑空機							
キログラム	量五千七百	最大離陸重					十五キログ						
	多発機	単発機					もの						
	六百四十七万九千円	三百十七万六千円	五百五十九万六千円	百九万三千三百円	百三十二万五千四百円								
													四十万四千五百円を加算した額
													三千百七十五キログラムごとに
													七十五キログラムを
													最大離陸重量三千百
													を超えるもの

		回転翼		航空機	
以下のもの	最大離陸重量五千七百キログラムを超えるもの		最大離陸重量三千七百十五キログラム以下のもの	多発機	単発機
		六百四十七万九千円に、五千七百キログラムを超える五千七百キログラムごとに三十七万九千三百円を加算した額			
			最大離陸重量三千七百七十五キログラムを超えるもの		
			六百四十九万千円に、三千七百七十五キログラムを超える三千七百七十五キログラムごとに三十		

	<p>四 法第十 三条の二 第一項の 承認を申 請する者</p> <p>イ 承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機</p> <p>ロ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p> <p>ハ その他の航空機</p>	<p>一万九千七百円</p> <p>十五万六千円（電子承認申請の場合にあつては、十五万五千円）</p> <p>十九万五千円（電子承認申請の場合にあつては、十九万四千六百円）</p>
<p>五 法第十 三条の二 第三項の 承認を申 請する者</p>	<p>イ 承認に係る変更について国際民間航空条約の締約国たる外国が承認その他の行為をした航空機</p> <p>ロ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p>	<p>一万二千七百円</p> <p>十万二百円（電子承認申請の場合にあつては、九万九千七百円）</p>

		六 法第十 七条第一 項の修理 改造検査 を受けよ うとする 者					
		イ 国土 交通省 令で定 める大 修理又 は大改 造をす る場合				ハ その他の航空機	
		回転翼航空機		飛行機			
の		最大離陸重量三 千百七十五キロ グラム以下のも		最大離陸重量五千七百キ ログラムを超えるもの		最大離陸重量五 千七百キログラ ム以下のもの	
		単発機		単発機		単発機	
		多発機		多発機		多発機	
		十六万四千四百円		二十万八千五百円に、五千七百 キログラムを超える五千七百キ ログラムごとに九千六百円を加 算した額		十六万三千九百円	
		二十万九千円				二十万八千五百円	
						十二万千円（電子承認申請の場 合にあつては、十二万五百円）	

合 する場 改造を 理又は 他の修 ロ その	飛行機		飛行船	滑空機		の 最大離陸重量三千百七十 五キログラムを超えるも の
	最大離陸重量五千七百キ ログラムを超えるもの	千七百キログラ ム以下のもの		動力滑空機	その他の滑空機	
	単発機	多発機				
	十五万七千円	十六万七千六百円	二十万八千円	十六万九千八百円	十七万三百円	二十万九千円に、三千百七十五 キログラムを超える三千百七十 五キログラムごとに五千八百円 を加算した額
	十六万七千六百円に、五千七百 キログラムを超える五千七百キ ログラムごとに九百三十円を加					

七 法第十							
イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の	飛行船	滑空機		回轉翼航空機			
その他の滑空機		動力滑空機	の 最大離陸重量三千七百七十 五キログラムを超えるも の	の グラム以下のも	最大離陸重量三 千百七十五キロ		
		多発機			単発機		
十一万二千五百円（電子承認申	十六万七千円	十六万四千八百円	十六万五千三百円	円を加算した額	十六万八千円	十五万七千五百円	算した額

<p>七条の二 第一項の 承認を申 請する者</p>	<p>認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p>	<p>請の場合にあつては、十一万二千円）</p>
<p>八 法第十 七条の二 第三項の 承認を申 請する者</p>	<p>イ 法第二十条第一項第一号の能力について同項の認定を受けた者が承認に係る設計及び設計後の検査をした航空機</p> <p>ロ その他の航空機</p>	<p>）</p> <p>七万六千六百円（電子承認申請の場合にあつては、七万二千二百円</p> <p>）</p> <p>十一万六千六百円（電子承認申請の場合にあつては、十一万二千二百円</p> <p>）</p>

別表第一に次のように加える。

備考

一 この表第一号ロに掲げる航空機について法第十七条第一項の修理又は改造をし、当該修理又は改造に係る同項の修理改造検査を受けないで法第十条第一項の耐空証明を受けようとする場合における手数料の額は、同号ロに掲げる額に、この表第六号中欄に掲げる区分に応じ、同号下欄に掲げる額（次号イ又はロに掲げる設計に基づき当該修理又は改造をする場合にあつては、当該額から十三万八千二百円を控除した額）を加算した額とする。

二 次に掲げる設計に基づき修理又は改造をする航空機について法第十七条第一項の修理改造検査を受けようとする場合における手数料の額は、この表第六号に掲げる額から十三万八千二百円を控除した額とする。

イ 法第十三条第一項、第十三条の二第一項若しくは第三項又は第十七条の二第一項若しくは第三項の承認を受けた設計

ロ 法第十七条第一項の国土交通省令で定める輸入した航空機の修理又は改造のための設計

（運輸安全委員会設置法施行令の一部改正）

第二条 運輸安全委員会設置法施行令（昭和四十八年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「従事する」の下に「全ての」を加え、「より報告書が国土交通大臣に提出される」を「よる報告書の提出又は同条第三項後段の規定による結果の報告がされる」に改める。

附 則

この政令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律（令和元年法律第三十八号）の施行の日（令和二年六月十八日）から施行する。

理由

航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、型式証明を受けた型式の航空機の設計の変更の承認を申請する者が納付すべき手数料の額を定める等の必要があるからである。